令和3年度における保証申込書類の改正について

令和3年3月

兵庫県信用保証協会

1. 保証申込書類の改正について

趣旨

今般のコロナ禍において、非対面（押印レス等）で迅速な手続きの重要性が高まったことから、国や自治体をはじめ各方面でデジタル化による手続きの見直しが進められており、信用保証制度においても中小企業・小規模事業者への迅速な融資実行が喫緊の課題となっています。

効率化・電子化による迅速な手続きの実現のため、システム開発等を進めていますが、システム開発には相応の時間を要するため、まずは信用保証委託申込書等の押印レス化や信用保証委託契約書の徴求時期を金銭消費貸借契約書等の締結時とするなど事務の効率化に資する手続きの変更を先行実施するものです。

	改正様式	主な改正点	改正日
1	信用保証委託申込書	申込人の押印欄削除	令和３年４月１日（保証申込受付分）
2	信用保証依頼書	金融機関の押印欄削除 確認状況記載欄追加	
3	信用保証委託契約書	契約成立日を「保証承諾日」から「借入日」等に変更	
4	個人情報の取扱いに関する同意書	包括同意文言追加	
5	「保証協会団信」加入意思確認書	様式廃止	令和３年３月３１日（保証申込受付分）を以て廃止

2. 信用保証委託申込書の改正

主な改正点

■申込人欄の「印」の表記を削除します。

■会計処理欄の選択肢に「３ 会計参与設置」を追加します。

■「希望制度融資名」欄を削除します。

※Excel形式の信用保証委託申込書も同様に改正します。

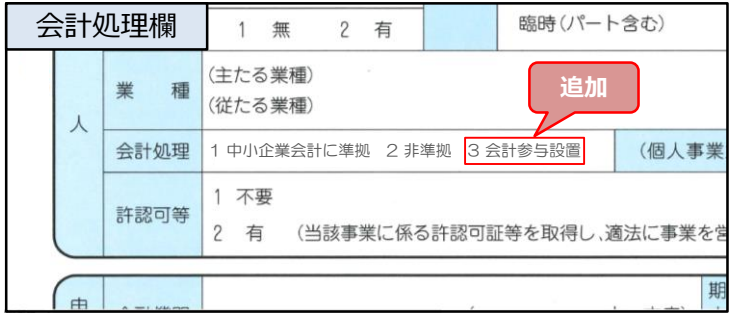

取扱い

- 信用保証委託申込書への申込人の押印は不要とします。
  なお、押印がある場合でも、差替えは不要です。
- 会計参与設置会社の場合、会計処理欄の選択肢「３ 会計参与設置」を選択します。
  会計参与設置会社の場合、一部の保証制度を除き、保証料が0.1%引き下げられます（従前どおりの運用）。
- 信用保証申込の方法については、協会への持ち込み又は郵送によります（FAX、E-mail等は不可）（従前どおりの運用）。

3. 信用保証依頼書の改正

主な改正点

■金融機関名欄の「印」の表記を削除します。

■「Ｅ－ｍａｉｌ」、「パスワード」の記載欄を削除します（併せて、他の記載欄の位置変更あり）。

■保証料返戻預金口座の口座番号欄を「８桁」から「３桁－７桁」に変更し、「口座名義（カナ）」の記載欄を新設します（併せて、記載欄の位置変更あり）。

■「申込意思、申込内容及び申込人情報について金融機関が申込人へ確認済みである旨」を明示する場所として、「確認状況記載欄」を注記とともに新設します。

※Excel形式の信用保証依頼書も同様に改正します。

確認状況記載欄（今回追加）

【確認状況記載欄】　「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年　　月　　日	時　　分	１ 電話　２ 来店面談　３ 訪問面談　４ その他（　　）	

取扱い

- 信用保証依頼書への金融機関の押印は不要とします。
- 申込意思、申込内容及び申込人情報に係る申込人への確認状況を「確認状況記載欄」に記載します。

4. 信用保証委託契約書の改正

主な改正点

■信用保証委託契約成立日に係る記載を改正し、信用保証委託契約成立日を「保証承諾日」から「借入日」等に変更します。
← 令和3年7月から同契約書を保証決定後に徴求する取扱いとする予定であり、そのための変更です。

■保証協会使用欄について、金融機関・協会使用欄に変更し、印鑑照合欄を削除します。

■右端のライン色について、現状のピンク色から緑色に変更します。

信用保証委託契約成立日に係る記載（改正後）

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2、3および5の各ロの場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

［借入要項］

金融機関名	（　　支店）
借入形式 （該当項目を○で囲んでください）	1 証書貸付　2 手形貸付（イ　個別　ロ　極度）　3 手形割引（イ　個別　ロ　極度） 4 当座貸越（イ　貸付専用型　ロ　事業者カードローン） 5 電子記録債権割引（イ　個別　ロ　極度（手形・電子記録債権両方の割引を含む）） 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金　　円（借入形式が2・3・5のロ、および4の場合は極度額） 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

取扱い（令和3年4月1日～令和3年6月30日）

- 取扱いに変更はありません（様式のみ改正）。従前通り、保証申込時において、信用保証委託申込書等と併せて提出します。

取扱い（令和3年7月1日～）

- 保証申込時には提出せず、信用保証書発行後、事後的に協会に提出します。

※信用保証委託契約書の後取りに係る取扱いの詳細については、お知らせする予定です。

5. 個人情報の取扱いに関する同意書の改正

主な改正点

■以後の保証時においても個人情報の取扱いに同意する旨の文言（包括同意文言）を追加します。

■金融機関記入欄を削除し、協会使用欄を追加します（協会用）。

■右端に黒色のラインを追加します（協会用、金融機関用）。

包括同意文言

兵庫県信用保証協会　行

住　所

氏　名　　印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること

②貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること

③保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること

④将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと（今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む）

取扱い

- 改正後の包括同意文言が記載されている同意書を協会に提出した顧客に関しては、次回以降の申込時における同意書の提出を不要とします（取扱金融機関が異なる場合でも再提出は不要です）。

6.「保証協会団信」加入意思確認書の廃止

■「信用保証協会団体信用生命保険制度」の利用有無について確認するための「保証協会団信」加入意思確認書について、様式自体を廃止し、令和3年4月以降徴求を不要とします。

【表】

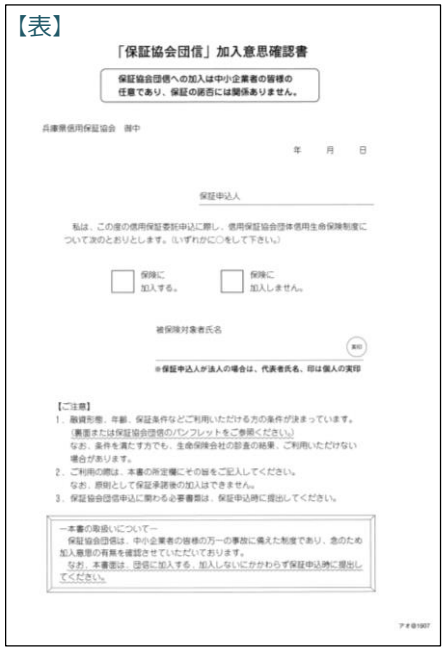

「保証協会団信」加入意思確認書

保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の
任意であり、保証の諾否には関係ありません。

兵庫県信用保証協会　御中

年　月　日

保証申込人

私は、この度の信用保証委託申込に際し、信用保証協会団体信用生命保険制度について次のとおりとします。（いずれかに○を付して下さい。）

□ 保険に加入する。　□ 保険に加入しません。

被保険対象者氏名

※保証申込人が法人の場合は、代表者氏名、印は個人の実印

【ご注意】
1．融資形態、年齢、保証条件などご利用いただける方の条件が決まっています。
（裏面または保証協会団信のパンフレットをご参照ください。）
なお、条件を満たす方でも、生命保険会社の診査の結果、ご利用いただけない場合があります。
2．ご利用の際は、本書の所定欄にその旨をご記入してください。
なお、原則として保証承諾後の加入はできません。
3．保証協会団信申込に関わる必要書類は、保証申込時に提出してください。

一本書の取扱いについて一
保証協会団信は、中小企業者の皆様の万一の事故に備えた制度であり、念のため加入意思の有無を確認させていただいております。
なお、本書面は、団信に加入する、加入しないにかかわらず保証申込時に提出してください。

アオ@1907

【裏】

保証協会団信について

1. 目　的
債務額に応じた特約料（保険料）でお客様（中小企業者の方々）の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。なお、特約料は、お客様の負担となります。

年払特約料の目安（融資金額 100万円について（元金均等返済、利息期間なしの場合））　<単位：円>

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	3,750	2,160	750			–	–	–	–	–	6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	–	–	–	–	–	10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	–	–	–	14,960
10年	4,080	3,580	3,170	2,760	2,330	1,910	1,480	1,070	660	230	21,270

※　上記の金額はあくまでも目安であり、適用法令並びに状況が変化する場合があります。
※　保証協会団信の加盟と場合、または企業の場合で保証付融資を組上げ完了した場合は、年払特約料の返還は行われません。ご注意ください。
※　年払特約料については、改正されている場合があります。

2. 仕組み
この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が一般社団法人全国信用保証協会連合会（連合会）を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会と間で「団体信用生命保険による債務弁済契約（契約）」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱い金融機関に対する債務を弁済することになります。

3. 加入資格
保証付融資を受けられる個人事業主または「中小企業者」に該当する法人
※「中小企業者」に該当する法人
資本金（資本の額または出資の総額）または常時使用する従業員数の何れか一方が下表に該当する法人

業　種	資　本　金	従　業　員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

4. 被保険者
次に該当する方で加入申込日現在満20歳以上満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります。）
①　個人事業主の場合は本人
②　「中小企業者」に該当する法人の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資
①　100万円以上1億円以下、証書貸付（手形貸付、手形割引は対象となりません）
②　融資期間1年以上
※一括の制度（根保証等）および一括払いは対象となりません。

6. 申込手続き
信用保証を申込む際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え下記の書類が必要となります。
①　債務弁済委託契約申込書
②　団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書
※保証金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。
その他詳細のお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会（団信担当）までお願いいたします。
℡　0120-966-023　（通話料無料）
℡　03-6823-1203

留意事項

- 「信用保証協会団体信用生命保険制度」自体は引き続き利用可能です。
- 同制度の利用を希望する場合は、信用保証委託申込書の団信加入希望欄で「２ 有」を選択の上、申込書兼告知書等の必要書類を信用保証委託申込書に添付してください。
- 代表者変更時等の確認資料である「保証協会団信」加入意思確認書(条件変更・変更届用) については、廃止せず、今後も必要に応じて徴求します。

7. 端境期の対応

①令和3年3月31日（保証申込受付分※）まで

■改正前の様式を使用します。

※　当協会に信用保証申込書類一式が到着した日が基準となります。

②令和3年4月1日～令和3年6月30日（保証申込受付分）まで

■原則として、改正後の様式を使用することとしますが、改正前の様式による保証申込も可能とします。

■やむを得ず、改正前の様式を使用される場合は、以下にご注意ください。

・信用保証委託申込書及び信用保証依頼書への押印は省略可能ですが、信用保証委託申込書への申込人の押印がない場合は、信用保証依頼書の確認状況記載欄の記載が必要となるため、信用保証依頼書は改正後の様式を使用してください。

③令和3年7月1日（保証申込受付分）～

■信用保証委託契約書について、改正前の様式による取扱いは不可とします（それ以外は上記②と同様です）。